

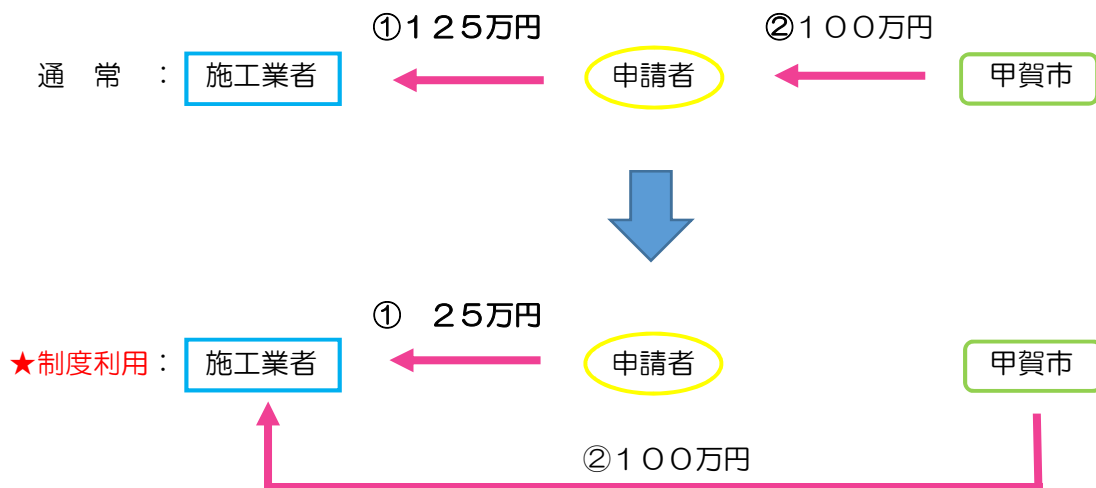
補助金の代理受領制度について

甲賀市が交付する耐震改修工事費の補助金を、申請者に代わり市から直接施工業者へ交付する制度です。制度を利用することにより、申請者は工事費から補助金を差し引いた額（自己負担額）を支払っていただくだけで済みます。（工事費用を準備する負担が軽減されます。）

※この制度をご利用いただく場合は、申請者と施工業者が合意のうえで利用してください。

<例>

工事費が 125 万円、補助金額 100 万円の場合
（①を支払った後、②を支払う）



【工事完了から補助金代理受領の流れ】（★制度利用）

1. 工事が完了する
2. 申請者が補助金額を差し引いた工事費を施工業者へ支払う（上記の①）
3. 申請者が市へ実績報告書を提出（代理受領制度利用の申出をする）
4. 申請者が市から補助金の交付確定通知、請求書、代理受領の委任状を受け取る
5. 申請者が代理受領の委任状に必要事項を記入のうえ、請求書と一緒に施工業者へ渡す
6. 施工業者が代理受領の委任状と請求書を市へ提出
7. 施工業者が補助金を受け取る（上記②）

【お問い合わせ】

甲賀市役所 建設部 住宅建築課

TEL：0748-69-2213

FAX：0748-63-4601